



令和元年 11 月 1 日
内閣府（防災担当）

「令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が 10 月 29 日（火）に閣議決定され、本日（11 月 1 日（金））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付 大島、松葉

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
(※台風第19号の暴風雨による災害)

2. 適用措置の指定

【本激】

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条及び第4条）
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ)
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は83%→96%に嵩上げ)
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。(一般災害 20% → 最高 90%)
- ④ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）
事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。
- ⑤ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
事業協同組合等の倉庫、生産施設等の共同施設の災害復旧事業に対し補助。
(都道府県が3/4補助する場合：国1/2、都道府県1/4を負担。)
- ⑥ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
公立社会教育施設災害復旧事業に対し2/3の補助。
- ⑦ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
私立学校施設災害復旧事業に対し1/2の補助。

- ⑧ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）
市町村の行う感染症予防事業（消毒等）の支弁について、都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担。
- ⑨ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）
都道府県が被災者に対する福祉資金貸付金の財源について、国の負担割合を3/4に引き上げ。
- ⑩ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。
- ⑪ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）
災害を受け事業を休業した事業所の労働者に対し、当該労働者を離職したものとみなし、基本手当の支給をすることができる。

3. スケジュール

10月29日（火）	閣議決定
11月 1日（金）	公布・施行

政令第四百四十二号

令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びに

これに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十四条並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二

十四条及び第二十五条に規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、令和元年台風第十九号によるものをいう。

(法第十二条第一項の政令で定める日の特例)

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。)第二十四条の規定にかかわらず、令和二年四月三十日とする。

(法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例)

第三条 第一条の激甚災害についての令第二十五条(令第四十八条において準用する場合を含む。)及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚^{じん}災害により災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村(特別区を含む。)(の区域(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚^{じん}災害による被災区域」という。))とあり、及び令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「岩手県、宮城県、福島

県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県
の区域」と、同条第一号中「加工施設」とあるのは「加工施設、販売施設」とする。

(法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日)

第四条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、令和二年十月十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

＜措置の概要＞

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、地方公共団体が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象。
- 例えば、公共土木施設災害復旧事業では、事業費総額が自治体の標準税収入の一定割合を超える場合に、激甚災害に指定されいなくても、国庫負担率の高上げ等の措置を段階的に適用。
(2/3→3/4→4/4)

(第5条) 農地等の災害復旧事業等

＜措置の概要＞

- 農地・農業用施設、林道の災害復旧事業等が対象。
 - 災害発生時には、激甚災害に指定されていなくても、補助率の高上げ等の措置を適用
 - ・ 農地（災害時）83.1%
 - ・ 農業用施設（水路、ため池、農道等）（災害時）92.9%
 - ・ 林道（災害時）80.5%（農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- ※補助率は、過去5カ年の実績の平均

＜激甚災害指定時の措置＞

- さらに補助率等を高上げ(※)
(例) 公共土木施設災害復旧事業 70% ⇒ 83%
(過去5カ年の実績の平均)
- ※グループ計算方式(個別事業ごとに補助率を上げるのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担)

＜激甚災害指定時の措置＞

- さらに補助率を高上げ
 - 農地 83.1% ⇒ 96.0%
 - 農業用施設 92.9% ⇒ 98.4%
 - 林道 80.5% ⇒ 91.9%(過去5カ年の実績の平均)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第6条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費

<措置の概要>

- 農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設等）の災害復旧事業が対象。
- 災害時（激甚指定無し）：補助率 2 / 1 0

(第12条) 中小企業に関する特別の助成

<措置の概要>

- 災害救助法が適用されている地域には、中小企業者が民間金融機関から借入れを行う際に、通常の保証とは別枠で100%を保証する「セーフティネット保証4号」を実施。

【通常の保証限度額】

- ・ 普通保証 2億円以内
- ・ 無担保保証 8,000万円以内

+

【セーフティネット保証4号限度額】

- ・ 普通保証 2億円以内
- ・ 無担保保証 8,000万円以内

<激甚災害指定時の措置>

- 補助率を嵩上げ
2 / 1 0 ⇒ 告示地域※ 9 / 1 0 (40万円未満は4 / 1 0)
告示地域以外 5 / 1 0 (40万円未満は3 / 1 0)

※農地・農業用施設の災害復旧個人負担額が高い市町村等

<激甚災害指定時の措置>

- 激甚法による被災区域内に事業所を有する直接被害を受けた中小企業者が、事業の再建に必要な資金を借り入れる際に、通常の保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠で100%を保証する「災害関係保証」を適用する等。

(通常の保証及びセーフティネット保証に加えて、以下を保証。)

- ・ 普通保証 2億円以内
- ・ 無担保保証 8,000万円以内

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要③

(令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第14条)事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

<措置の概要>

- 激甚災害を受けた、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会の共同施設(倉庫、生産施設、加工施設等)の災害復旧事業が対象。

- 災害時(激甚指定無し) } 補助なし
激甚災害時(局激)

<激甚災害指定時の措置>

- 上記の災害復旧事業に対する補助(補助率3/4)を実施する都道府県に対し、法律等に基づき、補助事業に要する経費の2/3を補助。

(第16条)公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

<措置の概要>

- 激甚災害(本激)により被害を受けた、特定地方公共団体が設置する公立社会教育施設(公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等)の災害復旧事業が対象。

- 災害時(激甚指定無し) } 補助なし
激甚災害時(局激)

<激甚災害指定時の措置>

- 法律等に基づき、補助事業に要する経費の2/3を補助

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要④

(令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第17条)私立学校施設災害復旧事業

<措置の概要>

- 私立学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）における校舎等施設（教員住宅、礼拝堂、迎賓館等を除く。以下同じ。）が対象
- 災害時（激甚指定無し）：補助なし
激甚災害時（局激）：補助率原則 2 / 5
（指定区域内にある私立学校が対象）

<激甚災害指定時の措置>

- 法律に基づき私立学校の災害復旧事業に対して補助（補助率：1 / 2）

(第19条)感染症予防事業

<措置の概要>

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行う、感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な消毒、害虫駆除等の措置を講じる事業について、特定地方公共団体である都道府県、政令市、特別区及び市町村に対して経費の一部を負担。
- 災害時（激甚指定無し）には以下のとおり経費を負担。
（通常時と同じ。）

負担割合 都道府県事業：国 1 / 2、都道府県 1 / 2
市町村事業：国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

<激甚災害指定時の措置>

- 都道府県事業：補助率の嵩上げ（第3・4条）
（概ね1割から2割程度。自治体の財政状況や被害に要する費用によって変動）
- 市町村事業：国 2 / 3、都道府県 1 / 3（第4条・19条）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要⑤

(令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第20条)母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

＜措置の概要＞

○ 都道府県等(都道府県、指定都市又は中核市)による、ひとり親家庭等に対する、生活資金や住宅資金等の福祉的な貸付けが対象(母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事業)。

○ 災害時(激甚指定無し)には以下のとおり経費を負担。(通常時と同じ。)

負担割合：国2／3、都道府県等1／3



＜激甚災害指定時の措置＞

○ 被災者への貸付けについて、国の負担割合を2／3から3／4に増加(都道府県等 1／4)

(第24条)小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

＜措置の概要＞

○ 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

○ 激甚災害に指定されていない場合は、小災害債の発行ができず、一般単独災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

(例)

○ 一般単独災害復旧事業(例：公共土木施設等)

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5%
(財政力補正)



＜激甚災害指定時の措置＞

○ 小災害復旧事業債(例：公共土木施設小災害債)

【都道府県・指定都市】

1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満のもの

【市町村】

1箇所の工事の費用が30万円以上60万円未満のもの

充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率66.5%～95.0%
(財政力補正)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要⑥

(令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令)

(第25条)雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

<雇用保険制度の概要>

- 雇用保険制度では、離職した被保険者について、求職活動をすることによる生活の安定を図るために、失業している日について、基本手当を支給。
 - ※ 通常、一時離職の場合(再雇用が予定されている場合等)には、支給されない。
- 災害発生時には、災害救助法適用地域に所在する事業所が災害により休業したことにより、一時離職する被保険者については、事業再開後に再雇用が予定されている場合であっても基本手当を支給。



<激甚災害指定時の措置>

- 対象地域に所在する事業所が災害により休業したことにより、休業して賃金を受けることができない被保険者については、実際に離職していても基本手当を支給。

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。